昭和56年10月24日594号

千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号)電話(264)0151(大代表)郵便番号102

10月3日 都知事と第1ブロック区長が懇談

10月3日、東京都知事と都心4区の区長との懇談会が、区長応接室で行われました。

この懇談会は、千代田、中央、港、新宿の4区が、都心区として抱えている共通の問題を、直接、都知事とひざを交えて話合うために、開かれたものです。

この日は、都側から鈴木俊一知事をはじめ、野村・三木両副知事、関係局長が出席。

また、区側からは横関中央区長、川原港区長、山本新宿区長、それに千代田区の加藤区長、ならびに石川・川又両助役が出席しました。

この懇談会では、都と都心4区が一体となって豊かな街づくりを実現するため、今後も一層協力し合っていくことを約束しました。

第三回　区議会定例会

一般会計補正予算第二号などを議決

第三回区議会定例会が、九月二十一日から三十日まで開かれました。

この定例会に区から提出された議案は、一般会計補正予算第二号のほか八件で、いずれも原案どおり可決されました。

議決された議案はつぎのとおりです。

また、それに伴う各種福祉手当の改正内容や、寝たきり老人への家政婦の派遣費用の改正内容についても、あわせてご紹介します。

議決された主な議案

▽昭和五十六年度東京都千代田区一般会計補正予算第二号　総額十四億八千六百二十二万円
・神田保健所庁舎改築経費の追加
・庁舎玄関前スロープ設置工事、身障者用便所改修工事経費
・在宅療養者訪問看護指導経費
・寝たきり老人事業経費の追加
・特別区財政調整納付金など

▽昭和五十六年度東京都千代田区国民健康保険事業会計補正予算第一号

▽東京都千代田区老人福祉手当条例の一部を改正する条例

▽東京都千代田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

▽東京都千代田区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

▽東京都千代田区児童育成手当条例の一部を改正する条例

▽東京都千代田区立住宅条例の一部を改正する条例
・区立住宅申込の資格制限の緩和を図るもの

さらに、議員提出議案四件が審議されました。

このほか、請願・陳情が審議され、五件が採択されました。

児童手当などが増額されました

特別区民税・都民税の所得割非課税世帯に対する児童手当・特別手当と育成手当・障害手当が、十月から増額されました。

増額された手当額（月額）は、つぎのとおりです。

・児童手当・特別手当……七千円
　（所得割非課税世帯のみ一）
・育成手当……六千円
・障害手当……八千円

問合せ　厚生部管理課児童係

心身障害者（難病患者）福祉手当　月額八千円に

心身に重い障害のあるひとが受けられる「心身障害者福祉手当」が、十月から、月額五百円増額されて八千円となりました。

また、原因がわからず、現代医学でも治りにくいといわれる難病のひとを対象とした「難病患者福祉手当」も十月から、月額五百円増額されて、八千円となりました。

なお、十月から「ハンチントン舞踏病」が、難病指定に加わりました。

問合せ　厚生部福祉課厚生係

老人福祉手当　月額一万三千五百円に

寝たきりのおとしよりを対象とした「老人福祉手当」が、十月から、月額千円増額されて一万三千五百円となりました。

この手当は、千代田区に住む六十歳以上の方で、三か月以上寝たきりのひとが受けられるものです。

問合せ　くわしいことは、厚生部福祉課老人福祉係か、お近くの民生委員の方へ。

家政婦さんを雇うとき費用を助成します

おおむね六十五歳以上のひとで、老衰や心身の障害などにより、日常生活に支障があり、身のまわりの世話をするひとがいなかったり、家族のひとが病弱などでその介護が十分に受けられないひとを対象に、家政婦さんを雇うための費用を、所得に応じて助成しています。

いままでは、一定の所得以下のひとに限られていましたが、十月からは、所得に応じて費用（無料から四千九百円）を納入すれば、利用できるようになりました。

問合せ　利用方法や助成日数などのくわしいことは、厚生部福祉課老人福祉係に問合せてください。

中小企業の発展のために　経営講習会を開催

区では、今年度から、中小企業の振興を図るため、「経営講習会」を開催します。

対象は、中小企業経営者や従業員の方などで、希望するテーマを自由に選んで聴講することができます。ふるってどうぞ。

とき・内容　下表のとおり
ところ　区立産業会館
対象　中小企業経営者や従業員
定員　テーマごとに各五十名
聴講料　無料
申込み・問合せ　各テーマ別に自由に聴講できますので、希望する日時を電話で、区民部商工課に申込んでください。

月　日	時　間	内　容（テーマ）
11月5日(木)	午後2：00～4：00	これからの飲食業のあり方
	午後6：30～8：30	こうすればわかる企業の健康状態　経営の自己診断
11月9日(月)	午後2：00～4：00	販売促進と共同大売出し
	午後6：30～8：30	会社経営と税務対策
11月11日(水)	午後2：00～4：00	コンピューター導入の損と得
	午後6：30～8：30	厳しい状勢下での経営者の姿勢と対応
11月13日(金)	午後2：00～4：00	顧客定着の方法　客がくる店こない店
	午後6：30～8：30	中小企業における退職金のあり方
11月16日(月)	午後2：00～4：00	商店街振興組合の設立について

「ハイ！区長です」

☎264－0151　午前10時～11時30分

11月は2日(月)と16日(月)です

区長にひとことお電話でどうぞ。

住宅資金の融資あっせんや あき家住宅の募集

56年度第2回 住宅資金融資あっせん

受付期間　11月19日～30日

この住宅資金の融資あっせんは、区内に住宅を建築（新築、増築）したり、購入、またはブロック塀の改修をしようとする場合、その資金の一部を低利な条件で融資あっせんするものです。

この制度は、区内に住んでいるひとはもとより、千代田区外に住んでいても、区内に親族が住んでいれば利用でき、また、法人でも利用することができるという、千代田区ならではの制度です。

昭和五十六年度第二回住宅資金融資あっせんの受付期間は、十一月十九日(木)から十一月三十日(月)までです。

●申込みができるひと

①申込者あるいは、申込者の親または子（親等）が、千代田区内に一年以上住んでいること

②申込みのときにおいて、年齢が二十歳以上で、償還満了時の年齢が七十歳以下であること

③申込者が法人の場合は、中小企業基本法第二条に規定される企業で、法人設立後二年以上経過し、千代田区内で同一事業を営んでいること

単身者（老人・身体障害者）の申込みができます

区立住宅 あき家 入居者募集

収入基準も変りました

区立住宅（富士見・水道橋・猿楽町住宅）のあき家入居者をつぎのとおり募集します。

申込資格

・昭和五十五年十一月十八日以前から引続き区内に住んでいること（住民票で確認できること）

・住宅に困っていること

・同居する親族がいること（入居できる人員は二名で、未就学児がいる場合には三名まで。ただし、猿楽町住宅の二戸については二～三名で、未就学児がいる場合には三～四名まで）

また、単身者であっても、つぎに該当するひとは、申込みができます。ただし、身体上、精神上の理由により常時介護を必要とするひとは除きます）

①六十歳（女性は五十歳）以上のひと

②身体障害者手帳を持っている四級以上のひと

③戦傷病者などで決められた要件に該当するひと（くわしくは、「申込みのしおり」参照のこと）

・応募世帯の昭和五十五年中の所得（給与所得者は給与所得控除後の額）が五十二万五千円以上百四十三万円以内（ただし、同居者または税法上の扶養親族一名につき二十九万円を加算します。また、老人扶養、障害者、老年者または寡婦控除に該当する場合は、それぞれ特別控除を加算できます）のこと

申込書の配布　申込書は、十一月九日(月)から十八日(水)まで、各出張所と住宅課の窓口、区政案内相談コーナーで配布します。

申込方法　申込書に必要事項を記入し、収入証明書を添えて、住民登録のある出張所へどうぞ。

受付期間　十一月十二日(木)から十八日(水)まで

受付時間　午前八時三十分から午後五時まで（土曜日は正午まで）

抽せん日時　十一月二十六日(木)、午前十時から区役所六階会議室

入居予定日　十二月中旬以降

問合せ　区民部住宅課

●対象となる住宅

・専用住宅（新築、増築、購入）
・併用住宅
・共同建築する住宅
・賃貸用住宅
・ブロック塀などの改修（安全性、耐久性から改修が望ましいと区が判定したもの）

なお、融資額や利子と利子補給、申込方法など、くわしいことは、次号でお知らせします。

問合せ　区民部住宅課

●募集する区立住宅のあき家

住宅名（所在地）	募集戸数	間取	使用料（月額）
富士見住宅（富士見1-11-10）	8戸	1K（6畳、台所、トイレ）	9,800円
水道橋住宅（三崎町2-22-12）	3戸	1K（6畳、台所、トイレ）	11,200円
猿楽町住宅（猿楽町1-6-9）	1戸	1DK（6畳、台所兼食堂、トイレ）	12,300円
	1戸	2K（4.5畳、3畳、台所、トイレ）	12,400円
	1戸	2DK（4.5畳、3畳、台所兼食堂、トイレ）	13,100円

※いずれの住宅も浴室はありません。

都営住宅 あき家 入居者募集

都営四番町第三アパート（二戸）と飯田町アパート（一戸）のあき家地元割当分の入居者を募集します。

この募集は、千代田区内にある都営住宅のあき家について、その一部を地元に割当てられるものです。

募集するアパートの内容

・四番町第三アパート＝四番町六番地＝小世帯（二人用）＝1DK（六畳）三戸、使用料は一万三百円

・飯田町アパート（飯田橋三―一一）＝一般世帯用＝2K（六畳、四・五畳）二戸、使用料は一万一千四百円

申込資格

・申込者本人（成人に限る）が、申込みのときに千代田区内に居住しており、そのことが住民票で確認できること

・同居する親族がいること

・収入が公営住宅法に基づく一定の基準内であること

申込用紙配布期間　十一月九日(月)から十八日(水)まで

配布場所　各出張所、区役所住宅課、区政案内相談コーナー

申込受付期間　十一月十二日(木)から十八日(水)まで

申込場所　住民登録のある出張所

問合せ　区民部住宅課

No.594　56.10.24

第19回 区民体育大会

希望する方に写真を差上に
まで、ご連絡ください。
なお、各出張所にも、体育
を11月7日㈯まで展示して

す。広報課

会のスナップ
ます。

おしらせ

保健所だより

インフルエンザ予防接種

とき・ところ
・麹町保健所分室で実施
11月16日から12月21日までの毎週月曜日（11月23日を除く）、午後1時30分～3時
・神田保健所で実施
11月10日から12月22日までの毎週火曜日、午後1時30分～3時

対象　保育園、幼稚園、小・中学校で実施する予防接種を受けられなかった幼児、児童生徒や都内に住所を有するひとで希望するひと

料金　中学生以下は無料、大人は1回850円（2回式）

接種間隔　1回目と2回目の間隔は、1週間から4週間（なお、両実施会場とも最終日は2回目のひとが対象ですので、最終日に1回目を受けたひとは、2回目は保健所では受けられません）

問合せ
麹町保健所　☎212－7814
神田保健所　☎291－3641

医療費助成対象疾病が増えました

東京都医療費助成制度の助成対象である特殊疾病に、10月1日から、新たに「ハンチントン舞踏病」が加わりました。

この制度は、都内に在住しているひとで、助成対象の特定疾病にかかっているひとに、医療費の助成を行っているものです。

該当されると思われるひとは、保健所の予防課業務係へ問合せを。

・麹町保健所　☎212－7814
・神田保健所　☎291－3641

呼吸器系検診

とき　毎月第1、第3月曜日、午前9時～10時30分

ところ　麹町保健所

対象　せきやたん症状の続くひとやタバコを多く吸うひと

検査内容　肺機能、エックス線、血圧測定、尿検査など

申込み　麹町保健所☎212－7814

栄養教室（3日間）

とき・内容　11月10日(火)「肥満と疾病」
17日(火)「日常生活と正しいウェイトコントロール」
25日(水)「肥満を予防する食生活」
午後1時30分～3時30分

ところ　麹町保健所

申込み　麹町保健所☎212－7814

栄養相談

とき　11月13日(金)、27日(金)、午後1時～3時30分

ところ　神田保健所

対象　食事療法を必要とする区内在住・在勤者5名（先着順）

申込み　神田保健所☎291－3641

神田保健所が11月2日から仮庁舎で業務を始めます

神田保健所は、庁舎の改築工事を行うため、11月2日(日)から、中央大学会館内に仮庁舎を設けて業務を行います。

仮庁舎で行う業務は従来どおりですが、一般健康相談に限っては、11月4日(水)からとなります。ただし、11月4日にはエックス線撮影（胸部検診）検査などを受けるひとは、ご注意ください。

移転先　中央大学会館一階（神田駿河台3－11☎291－3641）

移転期間　昭和56年11月2日～昭和58年3月末日（予定）

問合せ　神田保健所☎291－3641

児童館だより

神田児童館　☎253－6021

キックベース大会　11月8日(日)

とき　午後1時30分から芳林公園で。

対象　小学生以上です。

内容　8日が雨天のときは、15日(日)に延期。なお、当日は午後から児童館は閉館します。

映画会　11月11日(水)午後2時から

「バロンがんばる」ほか2本。

主競技場＝11月10日(火)、17日(火)の午後6時～9時

また、11月3日(火)の夜の部は、祝日のため団体利用となりますので、全施設とも、個人での利用はできません。

休館日が変ります

11月23日(日)は開館し、翌24日(火)が休館日となります。

なお、23日の個人で利用できる種目と時間帯はつぎのとおりです。

バドミントン・卓球＝午後1時～5時

トレーニング・ルーム＝午前9時～正午と午後1時～5時

プール＝正午～午後2時と午後3時～5時

総合体育館　☎256－8444

個人利用はできません

区主催行事のため、つぎの日の個人利用はできません。

主競技場＝11月10日(火)、17日(火)の午後6時～9時

また、11月3日(火)の夜の部は、祝日のため団体利用となりますので、全施設とも、個人での利用はできません。

休館日が変ります

11月23日(日)は開館し、翌24日(火)が休館日となります。

なお、23日の個人で利用できる種目と時間帯はつぎのとおりです。

バドミントン・卓球＝午後1時～5時

トレーニング・ルーム＝午前9時～正午と午後1時～5時

プール＝正午～午後2時と午後3時～5時

老人福祉センター　☎265－3981

古典芸能鑑賞会

とき　10月29日(水)午後1時30分

内容　狂言の楽しみ方（野村耕介師）らによる実演と解説）

指圧サービス

日本指圧奉仕会と日本指圧協会千代田支部会員の無料奉仕です。

とき　11月1日(日)午後0時30分から

申込み　当日の午前11時から、先着順に100名まで受付けます。（タオルを1本お持ちください）

訂正

10月5日号の「区のおしらせ」5頁に掲載した「ベッドなどを差上げます」の記事で"所得税が四万二千円以上であること"となっていましたが、以下に訂正します。

社会福祉事業資金として

寄付
金一万円
一番町9－1　高尾　三郎様

納期のおしらせ

特別区民税・都民税第3期分
納期限は10月31日(土)です。

青果物消費者サービスデー

11月5日(木)・19日(木)
青いノボリの八百屋さんで

豚肉消費者サービスデー

11月13日(金)
赤いノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー

11月11日(水)・25日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

ごあんない

区民会館の利用者懇談会

各出張所に併設されている区民会館は、地域のひとたちの会合やだんらんの場として、多くの方に利用されています。

施設の内容は、各会館によって多少ちがいますが、区民集会室、婦人集会室、婦人教養実習室（料理教室）、老人娯楽室、商工青少年ホールなどがあります。

この区民会館をさらに利用しやすい施設にしていくため、みなさんと区民会館の利用についての問題点などを話合う「利用者懇談会」を各出張所で開催します。

ふるって、ご参加ください。

とき　11月12日(木)午後6時30分～8時30分

ところ
番町出張所　☎263－3831
富士見出張所　☎263－3841
神保町出張所　☎263－0741
神田公園出張所　☎252－7691
万世橋出張所　☎251－4691
和泉橋出張所　☎253－4931

図書館の利用者懇談会

千代田図書館を利用してのご意見、ご要望などを利用者のみなさんといっしょに話合う「懇談会」を開きます。

ふるってご参加ください。

とき　11月11日(火)午後3時～5時

ところ　区役所10階会議室

定員　30名（先着順）

申込み・問合せ　10月31日(土)まで（千代田図書館事業係　☎264－0151内線432へ）

みんなでスポーツを

スキー講習会―熊の湯と菅平―志賀高原熊の湯

・一般の部

とき　昭和57年1月2日(土)～7日(木)（2日午後11時区役所前出発）

ところ　志賀高原熊の湯スキー場

参加資格　区内在住の小学校3年生から6年生まで

募集人員　35名（先着順）

参加費　2万8千円（1月3日～6日の昼食代と6日の夕食代を含む）

菅平青年スキーのつどい

とき　昭和57年1月29日(金)～31日(日)（29日午後7時区役所前出発）

ところ　長野県菅平スキー場

参加資格　区内在住・在勤者

募集人員　100名（先着順）

参加費　1万6千円

申込み・問合せ　11月11日(木)午後3時～5時区役所10階会議室

・少年の部

とき　昭和57年1月2日(土)～7日(木)（2日午後11時区役所前出発）

ところ　志賀高原熊の湯スキー場

参加資格　区内在住の小学校3年生から6年生まで

募集人員　100名（先着順）

参加費　2万9千500円

申込み・問合せ　11月11日(木)午後3時～5時区役所10階会議室

・一般の部

とき　昭和57年1月2日(土)～7日(木)（2日午後11時区役所前出発）

ところ　志賀高原熊の湯スキー場

参加資格　区内在住・在勤者（中学生以上）

募集人員　100名（先着順）

参加費　2万9千500円

申込み・問合せ　11月11日(木)午後3時～5時区役所10階会議室

・管平を希望する在住者は、11月16日(日)から、在勤者は11月20日(金)から、参加費を添えて直接、社会教育課体育係の窓口へ。

・菅平を希望する在住者は、11月16日(日)から、在勤者は11月20日(金)から、参加費を添えて直接、社会教育課体育係の窓口へ。

・熊の湯を希望する「一般（在住者）の部と少年の部の申込みは、11月6日(金)から、「一般（在勤者）の部の申込みは11月10日(火)からそれぞれ参加費を添えて、直接社会教育課体育係の窓口へ。

募集人員　100名（先着順）

参加費　1万6千円

申込み・問合せ　11月11日(木)午後3時～5時区役所10階会議室

定員　30名（先着順）

申込み・問合せ　10月31日(土)まで（千代田図書館事業係　☎264－0151内線432へ）

国民年金

年金の巡回相談

お気軽にご利用ください

各区民会館などで、年金の巡回相談を行います。

年金の保険料について、あるいは、障害年金や母子年金について、なんでもご相談ください。

とき・ところ
・11月9日(月)　和泉橋区民会館
・11月10日(火)　区役所国民年金課
・11月11日(水)　万世橋区民会館
・11月12日(木)　富士見区民会館
・11月13日(金)　神保町区民会館
・11月16日(月)　神田公園区民会館
・11月17日(火)　番町区民会館
いずれも午前10時から午後4時

問合せ　国民年金課

野外こども会

11月の野外こども会

4日(水)＝佐久間公園　5日(木)＝東郷元帥記念公園　6日(金)＝心法寺「児」・平河天神「児」　9日(月)＝西神田公園　10日(火)＝錦華公園　11日(水)＝神田児童公園・富士見出張所ピロティー　12日(木)＝龍閑「児」・築土神社　13日(金)＝芳林公園・北の丸公園皇宮警察寮庭　16日(月)＝佐久間公園　17日(火)＝東郷元帥記念公園　18日(水)＝西神田公園・富士見出張所ピロティー　19日(木)＝錦華公園・築土神社　20日(金)＝心法寺「児」・平河天神「児」　24日(火)＝神田児童公園・岩本町「児」　25日(水)＝芳林公園・北の丸公園皇宮警察寮庭

時間は、いずれも午後2時から3時30分まで。内容は、13日までは運動会を、16日以降はサーカーを行います。なお、雨天・強風の場合は中止します。

救急　夜間・休日の急病は

夜間や休日に急病になったときは、つぎのところへ連絡してください。病院などを紹介します。

消防庁テレホンサービス
☎212-2323
東京都衛生局夜間・休日案内所
夜間　☎216-4828
休日　☎216-4820

11月の休日診療当番医（内科・小児科）

診療時間：午前9時～午後10時　昼印は午後5時まで　夜印は午後5時～10時

1日	東京警察病院	☎263-1371	富士見2－10－41
	米良内科	☎252-1801	神田鍛冶町3－7
3日	大森胃腸科	☎234-6226	隼町2－15
	片桐医院	☎866-8466	東神田2－6－5
8日	広瀬クリニカ	☎234-1357	番町21 ロイヤル番町101号
	藤ノ木医院	☎256-6844	東松下町34
15日	都築医院	☎261-7116	九段北1－5－5 ニューハイツ九段1階
	同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8
22日	永井医院	☎261-1777	九段南4－6－13
	鈴木医院	☎256-0607	鍛冶町2－8－5
23日	飯田橋診療所	☎230-1800	飯田橋3－9－6
	昼 千代田内科クリニック	☎256-9491	神田鍛冶町3－3
	夜 同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8
29日	柳下医院	☎261-1261	平河町1－7－14
	武田医院	☎866-1656	神田和泉町1

ご利用ください

中小企業年末融資

ことしも、「中小企業年末資金」の融資あっせんを実施します。

利率の八・二五％のうち、区が二・七五％を負担しますので、本人負担の利率は、五・五〇％です。

貸付額　二百万円以内

利　率　五・五〇％（本人負担分）

返済期間　一か月据置後、十か月以内の均等返済

融資目標額　五億二千万円

貸付が受けられるひと

①区内に住所（営業の本拠）があり、同一場所で同一事業を引続き一年以上経営しているひと

②東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいるひと

③最近一年間の事業税または住民税を完納しているひと

④区内（やむを得ない場合は都内または、隣接県内）に住む、確実な連帯保証人がいるひと（法人の場合は代表者個人の連帯保証）なお、個人で他の保証付融資を受けていないときは、保証人がいなくても融資が受けられる場合もあります。

必要書類

①申込書　一部

②事業税（事業税非課税のときは住民税）の納税証明書　一部

③前年度の決算書　一部

④決算期以降最近までの試算表　一部

⑤登記簿謄本　一部

貸付額　二百万円以内

受付期間　十一月二日(月)から二十日(金)まで（ただし、融資目標額になり次第、締切ります）

申込み・問合せ　商工課融資係

区立施設巡回バス　11月2日から

神田地区の運行時間を変更します

神田保健所の仮移転（七ページの「保健所だより」をご覧ください）に伴い、十一月二日(月)から、区立施設巡回バスの神田地区の運行時刻を、つぎのとおり変更します。

なお、**麹町地区は、従来どおりの時刻表で運行**します。

●主な変更内容

神田地区の時刻表の変更は、従来の時刻を尊重し、運行経路、交通渋滞を考慮して、時刻表を変更しました。また、神保町出張所をまわる七便のうち三便については、乗り場を老人福祉センターに変更しました。

問合せ　巡回バスの運行や時刻表の変更などについては、総務部総務課へ。

〔神田地区〕

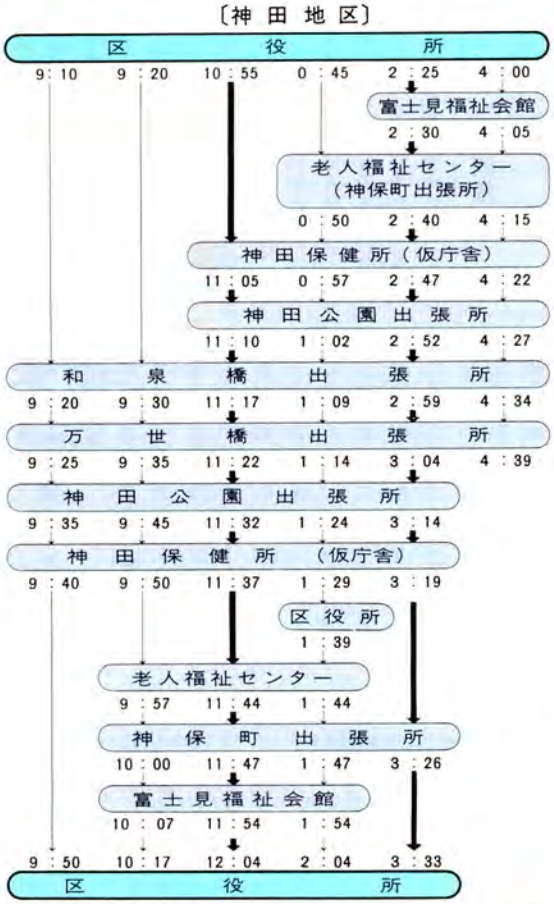

※太線の時間帯は、車イスのまま乗降できる「千代田」を使用します。

●時刻表に示してある時刻は、それぞれの施設を出発する時刻です。

はじめよう　きょうから　あなたの読書習慣

十月二十七日(火)から『読書週間』がはじまります。

千代田図書館では、新刊本をそろえて、みなさんのおいでをお待ちしています。

どうぞ、ご利用ください。

読書週間の期間中だけでなく、常日頃からの"習慣"を大切に。

箱根・湯河原千代田荘
＝あき室の申込みは電話で＝

箱根・湯河原千代田荘の利用申込みは、ハガキで受付けています。

ハガキによる当せん者の受付けが終り、あき室がある場合には、利用日の二日前まで、電話で受付けています。

平日は、あき室が多少ありますので、早めに電話で問合せてください。

利用できるひと

区内に住んでいるか勤めているひと（ただし、在勤者の家族の利用はできません）

利用料金（一人一泊料金）

・箱根千代田荘＝大人二千五百円、こども（四歳～十一歳）一千七百円

・湯河原千代田荘＝大人二千八百円、こども（四歳～十一歳）一千七百円

申込み・問合せ　区民課区民係

●12月の利用できない日

箱　根	湯河原
2日(水) 9日(水) 25日(金) ～ 31日(木)	2日(水) ～ 4日(金) 16日(水) 28日(月) ～ 31日(木)

※来年の1月1日から利用できます